



かながわりサイクル製品の第10回募集受付開始!

神奈川県では、廃棄物のリサイクルの促進等を図るため、リサイクル製品のうち、一定の要件を満たしたものを「かながわりサイクル製品」として認定しており、29製品を認定しています。(2019年4月1日現在)

今年度も次のとおり募集を行いますので製造事業者等の皆様のご応募をお待ちしています。

【募集概要】

1 申請手続き

(1) 申請受付期間 (年1回)

2019年6月3日(月)から6月28日(金)まで
土、日を除く。午前8時30分～午後5時15分まで

(2) 申請・相談窓口

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県 資源循環推進課(神奈川県庁新庁舎4階)
電話 045-210-1111(内線4150)
ファクシ 045-210-8847

ウェブサイト <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f7323/>

※ 事前相談は随時行っています。(申請受付期間前でも相談できます。)

※ 来課により申請・相談される際は、できるだけ事前に来課日時を電話でご連絡ください。

(3) 申請書類

① かながわりサイクル製品認定申請書

申請書に必要事項を記入し、2部提出してください。(原則、直接窓口を持参してください。やむをえず郵送される場合には、6月28日收受分まで受付可としますが、書類に不備がある場合には受付できませんのでご注意ください。)

申請書の様式は、ウェブサイトからダウンロードできます。

なお、申請書の記載要領についても、ウェブサイトを参照してください。

② 添付書類

申請書には、申請書様式の備考3に記載された「添付書類」を1部ずつ添付してください。

③ 申請手数料等

申請手数料は無料ですが、申請のために実施する品質試験等に要する費用は、申請者の負担となります。

(4) 審査

① 申請書の提出時に、申請書と添付書類に記載漏れ等がないことを確認し、收受します。(提出された申請書2部のうち、1部は申請者控えとしてお返ししますので、必ず保管してください。)

② 審査の過程で、必要な書類の追加提出や試験検査の実施をお願いすることがあります。

- す。
- ③ リサイクル製品を製造・加工する事業場へ現地確認を行う場合は、別途御連絡します。
 - ④ リサイクル製品に関する外部有識者による検討会を開き、認定要件への適合性を審査します。
 - ⑤ 検討会の意見を踏まえ、知事が認定の可否を決定し、文書等により通知します（2019年10月頃発表の予定です）。

(5) 認定証交付及び認定期間

- ① かながわりサイクル製品認定制度により認定を受けた製品であることを証する認定番号を付した認定証（第3号様式）を交付します。
- ② 認定の有効期間は、認定を受けた日から3年を経過した年度の末日までです（本年度の認定の有効期間は、2023年3月末まで）。
有効期間満了後も引き続き認定を受けようとする場合は、更新申請が必要となります。

(6) 認定マーク

本県のリサイクル製品として認定された場合、次の認定マークを製品に表示し、併せて「かながわりサイクル認定製品」の文字、認定を受けた番号を記載することができます。



2 認定の手続き

